

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

対馬市成年後見制度利用促進に係る中核機関検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 対馬市の成年後見制度利用促進に係る中核機関（以下「中核機関」という。）について、必要な事項を検討するため、中核機関検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 中核機関の役割及び業務等に関すること。
- (2) その他事業の実施に関し必要なこと。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から対馬市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域医療に係る関係団体等に属する者
- (2) 長崎県弁護士会に属する者
- (3) 長崎県社会福祉士会に属する者
- (4) 長崎県介護支援専門員協会対馬支部に属する者
- (5) 対馬市老人福祉施設協会に属する者
- (6) 対馬市地域自立支援協議会に属する者
- (7) 対馬市民生委員児童委員協議会連合会に属する者
- (8) 関係行政職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に本会会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、会長が委嘱した日から中核機関が設置されるまでの期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に開催する会議は、会長が招集する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程並びに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、本会に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

1 この要綱は、中核機関が設置された日をもってその効力を失う。